

「指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除」の対応に係る手続きについて

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、政府の自粛要請を受けて中止あるいは延期とした公演について、チケットを購入されたお客様が、払い戻しを受けない、または既に払い戻しを受けたチケット代金の全部または一部を主催者に寄附した場合、税負担が軽減される優遇措置（寄附金控除）の制度が新設されました。

成田市文化芸術センターでは主催する公演のうち、本制度の対象となる公演を文化庁に申請しこの制度の「対象公演」として指定をいただいておりますのでご案内します。

### ◇対象公演

1. 「渡辺香津美ジャズ回帰トリオ&豊田チカ with 椎名豊トリオ JAZZ LIVE」（令和2年3月1日開催中止）
  2. 「GONTITI WHITE DAY CONCERT」（令和2年3月14日開催中止）
  3. 「しげちゃん一座楽しい絵本ライブ」（令和2年3月21日開催中止）
- ※今後、対象公演が増えた場合は追記します。

### ◇手続きの方法について

1. 様式1「払戻請求権放棄に係る申請書」および様式3「払戻請求権放棄に係る宣誓書」に必要事項を記入の上、成田市文化芸術センターに送付してください。  
（申請書には、購入したチケットを添付してください。）  
≪送付先≫  
〒286-0033 千葉県成田市花崎町 828-11 成田市文化芸術センター
  2. 当センターで申請内容を確認したうえで、「払戻請求権放棄証明書」及び「指定行事証明書（写）」を発送いたします。
  3. 確定申告書に「払戻請求権放棄証明書」及び「指定行事証明書（写）」を添付することで税優遇を受けることができます。
- ※既に払い戻しを受けていただいたものでも、あらためて文化芸術センター（成田市）に寄附の申し出をしていただいたうえで、令和3年1月29日までに実際にご寄附をいただければ、優遇措置の対象になります。
- ※ふるさと納税を行っている方で、本制度による税優遇を受けるために確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることが出来ませんので、本制度による寄附金控除と併せてふるさと納税に係る寄附についても申告してください。
- ※本制度による寄附金控除は、年間の寄附金の合計額が20万円までとなります。  
なお、他の寄附金控除対象額と合計した控除対象額にも上限があります。